

常任委員会の名称について

現 行	委員会の名称（案） ※所管の変更については決定済
<p>総務常任委員会</p> <p>副首都推進局に関する事項 政策企画部に関する事項</p> <p>万博推進局に関する事項 総務部に関する事項 財務部に関する事項 スマートシティ戦略部に関する事項 会計局に関する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項</p>	<p>総務常任委員会</p> <p>副首都推進局に関する事項 <u>政策企画部に関する事項（危機管理に関する事項を除く。）</u></p> <p>総務部に関する事項 財務部に関する事項</p> <p>会計局に関する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項</p>
<p>府民文化常任委員会</p> <p>府民文化部に関する事項（教育に関する事項を除く。） I R 推進局に関する事項</p>	<p>府民文化常任委員会</p> <p><u>万博推進局に関する事項</u> <u>スマートシティ戦略部に関する事項</u> 府民文化部に関する事項（教育に関する事項を除く。） I R 推進局に関する事項</p>
<p>商工労働常任委員会</p> <p>商工労働部に関する事項</p>	<p>環境産業労働常任委員会</p> <p><u>商工労働部に関する事項</u></p> <p><u>環境農林水産部に関する事項</u></p>
<p>環境農林水産常任委員会</p> <p>環境農林水産部に関する事項</p>	
<p>警察常任委員会</p> <p>公安委員会に関する事項</p>	<p>警察危機管理常任委員会</p> <p><u>政策企画部のうち危機管理に関する事項</u> 公安委員会に関する事項</p>

※所管に変更がない常任委員会（教育・健康福祉・都市住宅）の名称は変更せず。